

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	「30歳のつどい」に係る外国人登録情報の目的外利用について
--------	-------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【諮問】**

◇第11条第2項第5号（目的外利用）

（担当部課： 子ども家庭部 子ども家庭課 企画係）



## 件名 「30歳のつどい」に係る外国人登録情報の目的外利用について

保有元		利用先	
保有課	戸籍住民課	利用課	子ども家庭課
登録業務の名称	外国人登録	登録業務の名称	30歳のつどい
登録業務の目的	日本に在留する外国人の居住関係及び身分関係を明確にする	登録業務の目的	イベントの案内状送付
登録業務に係る個人情報の記録媒体	ホストデータ	登録業務に係る個人情報の記録媒体	紙及び電子データ
目的外利用を行う理由	「30歳のつどい」の案内状送付のため		
目的外利用を行う情報項目	本事業の対象者となる外国人登録者の以下の情報 氏名、住所		
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	紙(宛名ラベル)		
目的外利用の時期・期間	平成23年10月1日(土)から11月26日(土)まで		
緊急時の目的外利用における本人通知の状況			